

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料4-1

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性		必要性	ポストごとの審議会意見
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)		
1	(公財)千里ライ フサイエンス 振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。</p> <p>また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置していることに一定の妥当性はあるが、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地があると思われる。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○競争的資金を獲得し、実用化支援事業を強化</p> <p>○外部資金獲得やコスト縮減などによる経営基盤の強化</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○文部科学省等と積極的に交渉を進め、競争的資金獲得に注力</p> <p>○財団業務の総括責任者として、事業全般・経営、財務全般の企画・執行管理を行う。 (理事長（非常勤）は、研究者であるため、実務・経営面を代行。)</p> <p>○府内ライフサイエンス産業振興の推進のため、大阪府ライフサイエンス産業課と、当財団との連携強化</p>	A-	[A] .	A-	[A] .	認- 条- 不可-	[認められる] . . 【条件付きで認められる】 . . 【認められない】 .	認 条 不可	

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料4-2

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)	必要性	ポストごとの審議会意見
2・3	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)	<p>【条件付きで認められたポスト】 当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】 ○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携 ○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成 ○「西成特区構想」に基づく取組みを踏まえた法人運営 ○西成労働福祉センターの本移転施設で求められる役割の検討や議論を踏まえた事業のあり方の検討</p> <p>【対象役員の職務との関連性】 ○公益財団法人として、あいりん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応したセンターの運営管理 ○地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要法人として、行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえた総合的な意思決定 ○法人職員に対する理事者の代表としての方針決定</p>	A- B- C- D-	[A] . [B] . [C] . [D] .	A- B- C- D-	[A] . [B] . [C] . [D] .	認- 条- 不可-	[認められる] . 【条件付きで認められる】 . 【認められない】 .	認 条 不可	
		業務執行理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】 当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】 ○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携 ○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成 ○「西成特区構想」に基づく取組みを踏まえた法人運営 ○西成労働福祉センターの本移転施設で求められる役割の検討や議論を踏まえた事業のあり方の検討</p> <p>【対象役員の職務との関連性】 ○実質的な運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合確保や地域の状況変化に適宜的確に対応できる事業の見直し・改善のリード役 ○地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する窓口 ○大阪ホームレス就業支援センター運営協議会長として地域対策のリーダー的役割 ○職業紹介機関としての視点から、地域の労働関係諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる</p>	A- B- C- D-	[A] . [B] . [C] . [D] .	A- B- C- D-	[A] . [B] . [C] . [D] .	認- 条- 不可-	[認められる] . 【条件付きで認められる】 . 【認められない】 .	認 条 不可	